

No. 1850  
2019・10・21  
毎週月曜日発行

# みよし商ニュース



発行 三次民主商工会  
〒728-0013 三次市十日市東3-10-1  
http://www41.tiki.ne.jp/~miyosimineyo/  
E-mail miyosimineyo@www41.tiki.ne.jp

## 広島県と意見交換 民商が中小業者支援団体として個別会議



①消費税増税・軽減税率について  
10月からの増税、複数税率、キャッシュレス還元、プレミア商品券など混乱が予想されるため、総合的な窓口の設置をしてほしいと要望すると、「消費税は国のことなので県も

としての回答は控えたい」としながらも「県にも相談があれば経営革新課が担当になり、相談に乗るようにする」

申請の期限が迫ってきて、期限の延長が必要と要望すると「地域の復興を願うのは県もみなさんと同じ。ただ災害直後と1年経過した現在では、被災者の悩みの質も変わっている」と回答。

②グループ補助金の改善について

「そもそも所得税法56条が悪いとは言えない」

10月3日に民商広島連は中小業者支援団体として、昨年に続き広島県と「広島県中小企業・小規模企業振興条例」に基づく個別会議を行いました。広島県から商工労働局の今井課長ら10名が応対、県内民商から16名で内、三次民商から佐々木副会長と作田事務局長が参加しました。

たい。県民の意見を国へ要望する。民商の皆さんをはじめグループ認定や申請で尽力された商工会には感謝している」と謝意を表す場面もありました。

③地域循環型経済のための仕事おこし

住宅・店舗リフォーム助成制度や小規模修繕工事登録制度の創設は地域循環型経済の一環として仕事おこしにつながると要望すると「リフォーム制度の創設は考えていない。簡易な工事については経営事項審査を受けた業者や消費税、県民税の完納要件を満たした業者に発注する」と回答。参加者から「この会談は広島県の『小規模企業振興条例』の下、地域を支えるために欠くことのできない存在である、中小企業の振興をはかることを県政の最重要課題と位置づけて施策を総合的に推進していくという理念によるもので行われている。予算が足りないからとか体制がとれないからというのではなく、どうすればできるのか考えてもらいたい」と指摘がありました。

### 台風19号被災者へ義援金を！

10月12日に襲った台風19号で多くの民商会員が被災されました（今週の商工新聞に詳細）仲間を助けるため、事務所に義援金箱を設置しています。

「県内200社に対して1月に1度聞き取り調査を。伝統産業はアンテナショップで展示・販売している」特に県北部では広島県の役割が感じられていない実感もあり、早急の中小企業振興策が求められています。

④国民健康保険の引き下げを「全国の知事会で国に対し公費の増額を訴えている」と指摘がありました。

⑤所得税法56条の見直しを

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

秋の運動目標を達成へ！

『楽しく拡大&訪問行動』

10月26日(土)

午前9時～12時  
三次民商事務所集合

10月29日(火)

午後6時～8時  
三次民商事務所集合

消費税増税対策！

『子記帳くんバージョンアップ』

説明&導入会

10月21日(月)  
午後2時～

10月23日(水)  
午後6時30分～

三次民商事務所

10月25日(金)  
午後3時～5時

高田事務所

秋の運動会費に  
御協力をお願いします。

第1回の理事会で、秋の運動  
が決まり、10月・11月分の会費  
に秋の運動会費が **1,000円**  
づつプラスになります。  
消費税対策など、運動を前進  
させるため、ご協力をお願いし  
ます。

## 労働保険第2期分 納入のお知らせ

10月31日まで

民商に持参してもらうか、振込でお願い  
します。  
(できるだけ振込でお願いします)

### シリーズ 消費税増税で想定さ れるトラブルQ&A

その2

基礎知識

2019年9月30日以前

請求書等保存方式

2019年10月1日～

2023年9月30日までは

区分記載請求書等保存方式

2023年10月1日～

適格請求書等保存方式

Q 私のお店は軽減税率  
に対応したシステムをま  
だ導入していません。こ  
れまでどおりの請求書を

発行したところ、取引先

から区分記載請求書等保  
存方式に対応した請求書  
を発行するよう依頼され  
ました。が、発行しなけ  
ればいけないのでしょう  
か。

A 2023年9月30日まで

は免税業者であっても発行で  
きます。ですがそれ以降は免  
税業者のままでは発行するこ  
とはできません。発行するに  
は消費税の課税業者を選択し  
なければいけません。

もし、免税業者で発行して  
しまうと罰則(1年以下の懲  
役または50万円以下の罰金)  
に課せられます。

A 法的な義務はありません。  
しかし、取引先にとつては、  
請求書・領収書等の保存や帳  
簿の区分経理の都合上、不便